明日を生きるための
若者気候訴訟
Youth Climate Case Japan

NEWS LETTER
ニュースレター
No.09 | 2026年11月2日

提訴から2周年目に開かれた第7回口頭弁論期日



第7回期日の法廷に向かう原告と支援者たち

2024年8月6日に名古屋地方裁判所に訴状が提出されてから2年が経過し、およそ4ヶ月ごとに計6回の期日が重ねられてきました。酷暑となった今年8月6日にも多くの人に集まっていただき、傍聴券の抽選が行われて第7回口頭弁論期日が開催されました。

民事裁判で「期日」と呼ばれる裁判所主宰の会合では、口頭弁論や証人尋問、和解協議などが行われます。なかでも口頭弁論期日とは、原告と被告がそれぞれの主張や反論を記した「準備書面」と、その裏付けとなる証拠書類を裁判所に提出する場です。その回を重ねて訴訟の焦点が整理され、証人尋問や現場検証などの結果も踏まえて、裁判官が判決書きを作成し、言い渡します。

「口頭弁論」の名の通り、本来は双方の代理人弁護士が口頭で主張や反論を交わす会合です（欧米では現在もそのスタイルが中心です）。しかし日本の多くの裁判では、「準備書面を陳述します」と述べることで中身を述べた扱いとされるため、傍聴席からは何が争われているのか分からないのが実態です。

けれども、この若者気候訴訟では通常とは異なる運営がなされてきました。被告側はオンライン参加で「書面のとおり」と述べるだけですが、原告側は40分間という限られた時間とはいえ、原告自身が、被告らに排出削減を求めるこの訴訟を提起した思いや各地での温暖化被害を訴え、弁護士もスライド等を用いて準備書面の重要ポイントを分かりやすく説明してきました。

傍聴された方には法廷の空気や争点が伝わったのではと思いますが、法的な議論が多いため難解に思われたかもしれません。そこで、この訴訟の争点を本誌2頁で詳しく解説します。

今回のニュースレター 目次

第7回弁論期日の解説……P.2
原告からの第7回期日報告……P.3
お知らせ……P.4
裁判傍聴記……P.4
イベント案内……P.4

第8回期日は 2026年11月30日（月）14:30

若者気候訴訟の第8回口頭弁論期日は、2026年11月30日（月）14：30から、名古屋地方裁判所にて開かれます。裁判はどなたでも傍聴することができます。期日の終了後は、裁判所近くの会場にて報告会も開催します。ぜひ傍聴席から応援をお願いします！（詳細は4ページ）

解説 電力会社の排出削減は法的義務！
―若者気候訴訟の主張の骨子と今後の展開

弁護団　浅岡 美恵

原告らの訴訟での主張の骨子

猛暑や台風・大雨被害などが激甚化し、気候危機の深刻さを実感されている方は多いと思います。IPCCは第6次評価報告書で、世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えるというパリ協定の目標を実現するためには、地球全体でCO_2を2019年比「2030年までに48%、2035年までに65%」削減することが必要としてきました。

電気は私たちの暮らしや産業活動に重要であり、COP31では電化率を高めることも焦点の一つとなっています。同時に、地球の温暖化を1.5℃の水準に留めるためには、今後の排出を残余のカーボンバジェット内に抑える必要があります。早晩、排出をゼロとしない限り気温上昇を止めることはできません。大量のCO_2を排出する火力発電から、経済的でもある再生可能エネルギーによる発電に転換することが重要です。

昨年7月に国際司法裁判所（ICJ）は、気候変動を人類存亡がかかる問題と位置付け、健全な環境は基本的人権の基盤であり、国家には気候系を保護しその被害を防止する義務があること、1.5℃目標に向けた野心的な削減目標と措置を講じる厳格な注意義務があり、その不履行は不法行為となることを明らかにしました。企業も国連「ビジネスと人権に関する指導原則」により人権保護の責任があり、生命や生活基盤を守る排出削減は法的義務であることが2024年のシェルに対するハーグ高裁判決でも認められています。

ところが、日本の気候変動対策の最大の問題は、政府も被告らも「2050年ネットゼロ」を掲げつつ、化石燃料輸入のために年間20兆円もの資金を海外に流出させながら、今後も火力発電に依存し続けるとしている点です。ネットゼロを前倒しし、野心的な削減経路を定めて実行することこそが重要です。どの国でも電力事業者は他セクターより早く大きく削減が可能であり、必要とされています。とりわけ本訴訟の被告らは日本の大規模排出者の上位20位内に入る事業者（被告JERAは第1位で日本の排出量の1割）ですが、削減目標はIPCCの水準に満たず、対策もアンモニア混焼やCCSなど高コストで効果の乏しいものです。こうした被告らの行為は不法行為にあたり、危険な気候変動の悪影響を最小化するため、科学に基づく排出削減という法的義務の実行を求めているのが本訴訟です。

被告らの主張と原告側の反論

他方、被告らは排出削減の義務はないとし、以下の点も主張しています。

- 原告らには気候変動の影響から保護される権利はない
- 原告らには気候変動による被害の具体的危険性もない
- 被告らが排出するCO_2量は地球規模で見れば微小で、被害との因果関係や帰責性がない
- 不法行為を根拠とする差し止めは認められていない

つまるところ被告らは「自分たちには排出を削減する意思もない」と述べているようなものです。だからこそ本訴訟が重要なのです。8月には原告の主張を裏付ける以下の5名の専門家意見書を裁判所に提出しました。

- 江守正多 教授（東京大学）：気候科学の視点から見た1.5℃付近のティッピングポイントの重大性
- 久保田泉 氏（国立環境研究所）：国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見の国際法における意義
- 田村堅太郎 氏（IGES）：カーボンバジェットを踏まえた排出削減の必要性
- 高橋洋 教授（法政大学）：再エネ転換に向けたあるべき電力システム
- 大島堅一 教授（龍谷大学）：アンモニア混焼等の対策が持つ限界・経済合理性の欠如と、日本のエネルギー政策形成への被告らの関与

これらの意見書と、これをもとに反論した原告らの「第9準備書面」をウェブサイトに掲載しています。また、来年1月17日午後から、東京の日比谷図書文化館コンベンションホールにて、専門家による解説するイベントを開催しますので、ぜひご参加ください（本誌4頁にイベント情報／詳細は後日、若者気候訴訟ウェブサイト等に掲載）。

今後の予定

今後さらに議論を深めて立証を補充し、裁判所で原告本人や専門家証人を直接尋問する「原告本人尋問」や「証人尋問」が予定されていきます。引き続きご注目ください。

報告 他者と共に動くことができれば 少しずつでも社会は良い方向に変えられる

私の被害の背景には同様かそれ以上の被害を受けている人々がいる



原告
二本木葦智さん

若者気候訴訟では、裁判所で意見陳述を行った原告が期日後のニュースレターで報告をまとめることが通例となっています。例に漏れず私にもその役割が回ってきましたので、当日の法廷の様子や私自身の心境、意見陳述に向けた準備のプロセスなどを振り返りながら、8月6日の期日についてご報告いたします。

意見陳述の原稿作成は7月に着手し、弁護団へ提出しました。民事訴訟においては、原告一人ひとりが直面している具体的な被害経験を語ることが重要であると弁護団から何度も助言を受けていたため、私自身が受けている気候変動の影響について改めてじっくりと考えを巡らせました。しかし、私には台風で家が浸水したり、猛暑で命に関わる体調不良を起こしたりした経験はありません。周囲からそうした被害を聞く程度であり、私の気候被害は直接的でかつわかりやすく目に見えるものではないのだと考えました。

裁判においては、裁判官が想像しやすい明確な被害を訴える方が望ましい判決につながりやすいのだと思いますが、逆にわかりやすい権利侵害ではないからこそ主張できることがあると考えました。私の被害は社会のひとつのサンプルであり、その背景には同様かそれ以上の被害を抱える人々が存在していること、つまり私個人の訴えが広く社会とつながっていることを示そうと、一つ一つの言葉を紡いでいきました。裁判の公的証拠として残ることも意識し、これまでの街頭宣伝用スピーチとは比べものにならないほどの時間と労力を費やしました。

7月下旬から8月上旬にかけては、訴訟活動から一時的に離れ、大学の試験勉強や東京での環境活動に注力していました。原稿さえ書き上げれば最大の山場は越えたと思い込んでいたのですが、期日が近づくにつれて不安は徐々に大きくなっていきました。どのくらいのスピードや声の高さで話すべきか、どのような表情や動作をすれば裁判官や被告企業、そして傍聴者の皆様に思いが伝わり共感してもらえるのか、実際に話す上での心配事が増えていきました。国際会議で堂々とスピーチをしたグレタ・トゥーンベリは相当に強く硬い精神で臨んだのだと改めて敬服しました。

そうして迎えた8月6日の期日当日、原告・弁護団が一堂に会し、東京から活動仲間も応援に駆けつけてくれました。仲間と会話を交わすうちに緊張はほぐれ、法廷の原告席で待機する20分間にはすっかり平常心を取り戻すことができました。法廷では、気候変動への関心を深めた経緯や政治的効力感を得たきっかけを語るとともに、私たちが抱える被害の現状を訴えました。さらに、この日は広島平和記念式典の日であったことから、国際平和を希求する日本国憲法のもとで、裁判所がいかに人々の生存権を守る砦として機能してきたかについても付け加えてお話ししました。

法廷でのやり取り自体は40分程度で終わり、期日報告会へと移動しました。この報告会は原告団と弁護団が試行錯誤を重ねて運営しており、今回は傍聴券の抽選に外れた方向けに事前に映画上映会が開催されていたため、会場は温かい雰囲気に包まれていました。おかげで冒頭から、多様な背景や年代の方々と気候変動や日常の課題について議論する機会に恵まれました。

今回の期日と報告会を通じ、スピーチを行うだけでなく、全国から駆けつけてくださった150名近くの方々から多くのお話を聞くことができた一日となりました。普段は少人数での活動が多く、寂しい思いをすることもありますが、多くの方々の応援をいただくことで励まされました。人間は一人では大きな事はできないが、実際に他者とつながり思いを共有して、共に動くことができれば少しずつでも社会は良い方向に変えられるのだという希望と可能性を見出すことができました。

次の期日でも皆様とお会いして、問題意識や悩みを共有できる場を共に作れたら幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

第7回期日報告会の資料はウェブサイトからご覧ください。
https://youth4cj.jp/blog/2026/08/10/7th-court-date-news/

傍聴席から応援をお願いします！
～第8回期日・報告会へご参加ください～

次回の口頭弁論期日は、2026年11月30日（月）14時30分から、名古屋地方裁判所において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。裁判の傍聴に大勢の人が訪れることで、裁判官やメディアに対し、この訴訟が社会から注目されていることを伝えることができます。自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、傍聴席からぜひ応援してください。期日終了後は近くの会場で報告会も開催します。

【第8回口頭弁論期日】

日　時：2026年11月30日（月）
　　13:15～13:30頃 傍聴整理券配布（定員を超える場合は抽選）
　　13：45～ 入廷行動
　　14：30～ 第7回口頭弁論期日
　　※入廷行動は時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。
内　容：原告による意見陳述、弁護団による準備書面要旨陳述
場　所：名古屋地方裁判所
定　員：100名程度（満員の場合、抽選）

【報告会】

日　時：2026年11月30日（月）16:00頃~17:30頃
　　※時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。
場　所：桜華会館 松の間（名古屋市中区三の丸一丁目7番2号）
　　＆Zoomオンライン配信
申込み：オンライン参加のみ、要事前申込み
申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



若者気候訴訟ホームページをご覧ください

若者気候訴訟のホームページには、期日や関連するイベントなどの最新情報を掲載しています。
ぜひご覧ください！

https://youth4cj.jp

傍聴記録

裁判を傍聴に訪れた方々の感想を紹介します

傍聴は仕事柄それなりに経験があるが、期日のたびにたくさんの傍聴希望者が列をなすことは極めて珍しく、社会の関心を集めていることを感じる。他方、原告の肉声による意見陳述とスクリーンの中にとどまる被告のコントラストがいろいろことを示唆しているようにも思う。

40代／傍聴回数3回以上

被告が現地に来ていないのがびっくり。終始淡々と進んでいって、会議のような印象だった。またドラマとかで見たような議論があるのかと想像していたが原告が意見陳述して終わったので呆気なさも感じた。原告の想いは伝わったのか？訴訟や裁判という言葉の持つ非日常性から距離を感じていたが、原告のみんなは結構普通の人という感じでした。普通に世間話とかできるっていう意味で。確実に進行している気候危機の時代に、矢面に立ってくれている原告の方々を、応援するという一方的な姿勢でいたくないなと思った。

20代／傍聴初参加



被告のいない法廷のイメージ

イベント案内

シンポジウム「専門家が語る気候危機の現在地と私たちの未来（仮称）」

気候・エネルギー政策の専門家をゲストに招き、若者気候訴訟や日本の気候変動対策について議論します。詳細が決まり次第、若者気候訴訟のウェブサイト等でお知らせします。

日時：2027年1月17日（日）14：00頃開始予定
場所：日比谷図書文化館コンベンションホール
講師：江守正多さん、久保田泉さん、高橋洋さん、田村堅太郎さん

発行元：若者気候訴訟原告弁護団事務局（気候ネットワーク内）　お問い合わせ先：訴訟ウェブサイトの「お問い合わせ」ページよりお願いします